

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う当面の業務体制等について

1. 当面の業務体制及びお問い合わせ方法について

当会では、緊急事態宣言発出中は在宅勤務を原則としておりましたが、緊急事態宣言解除後は通常業務体制に移行しつつあるところです。

科学研究費助成事業の担当についても、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しながら、審査及び各種手続きが円滑に行われるよう努めてまいります。

また、職員の出勤抑制が緩和されたことにより、電話でのお問い合わせ対応が可能となりましたので、以下の連絡先一覧をご参照の上、お問い合わせください。

- ・ 科学研究費助成事業 連絡先一覧

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/21_renraku/index.html

※「緊急事態宣言発出中の科研費臨時お問い合わせフォーム」はご利用いただけませんのでご注意ください。

2. 参考

○事務連絡（令和2（2021）年3月19日）

・・・https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_210319/index.html

※令和3（2021）年度の科学研究費助成事業（科研費）の変更点等については3月19日に通知した事務連絡を参照してください。

○科研費FAQ

・・・https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/05_faq/index.html

※一般的な質問・お問い合わせについてはこちらをご覧ください。

○科学研究費助成事業に係る当面必要な手続き等に関するFAQ

・・・<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/data/faq.pdf>

※令和2（2020）年4月14日（火）以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って寄せられたお問い合わせへの回答を掲載しています（随時更新）。